

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月17日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬戸 元

## 第1 監査の概要

### 1 監査の期間

令和6年12月24日（火）から令和7年2月28日（金）まで

### 2 監査の対象

「飯塚市立図書館・筑穂館・庄内館・穂波館・穎田館」の指定管理者の業務について

- ・指定管理者 株式会社 図書館流通センター
- ・担当課 生涯学習課

### 3 監査の場所

監査事務局及び当該施設

### 4 監査の範囲

令和5年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

### 5 監査の方法

「飯塚市立図書館・筑穂館・庄内館・穂波館・穎田館」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

### 6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
  - ① 施設管理業務の実施状況
  - ② 施設の利用状況
  - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
  - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
  - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

#### 【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 第2 監査の結果

1 指定管理料                      令和5年度    120,632,000円

### 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効果的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市立図書館・筑穂館・庄内館・穂波館・颯田館」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和5年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

## 【生涯学習課に対する指摘事項】

### 1 修繕料について（局長指摘事項）

市立図書館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第24条第3項によれば、「指定管理料のうち管理施設の改修又は修繕等に係る経費について、乙（指定管理者、以下同じ。）は、事業年度ごとに精算し、当該経費に残余が生じたときは、甲（飯塚市、以下同じ。）に返還するものとする。」と規定され、飯塚市立図書館施設管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）9(2)②(ア)では、管理施設の改修又は修繕等に係る経費は、総額で60万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とするとされている。

令和5年度の修繕料の帳票等を確認したところ、令和5年3月27日に履行し、令和4年度に計上されていた修繕料が、令和5年度の修繕料にも計上されていた。令和5年度の修繕料の総額から当該修繕料を控除すると総額が60万円未満となるため、早急に精算手続きを行うこと。

今後は、適切な精算事務を行うよう指定管理者に指導すること。

### 2 再委託の承諾について（局長指摘事項）

基本協定書第39条第1項によれば、「乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されている。

しかしながら、再委託の承諾依頼について、指定管理者からの文書が飯塚市に提出されておらず、その結果、市の承諾がないまま指定管理者は再委託を実施していた。

所管課は、遅滞なく書類を提出するよう指定管理者に指導すること。

### 3 備品の管理について（局長指摘事項）

基本協定書第5条第5項によれば、指定管理者は、市の所有に属する物品については、飯塚市物品管理規則（平成24年飯塚市規則第15号）その他関係法令に基づく管理の原則及び分類に準拠した管理を行うとされている。

事業報告書において重要備品として報告された備品を確認したところ、財務会計システムの備品台帳上では廃棄されているが、現在も使用されているものや廃棄されずに保管されているものがあった。

所管課は、財務会計システムの備品台帳に登録がないまま使用されている備品について、早急に使用の有無の判断を行い、適切な事務処理を行うこと。

今後は、指定管理者から提出された報告書等の内容確認に当たっては、所管課の台帳との照合を確実にを行うとともに、指定管理者に適正な備品管理を行うよう指導すること。

#### 4 現金の管理について（局長指摘事項）

指定管理者は、飯塚市図書館・現金取扱マニュアルを整備し、金庫の保管方法や現金出納管理者を定めるなど、現金の取扱いについて、安全管理を行うための方策を講じている。

しかしながら、金庫は鍵のかかる保管庫に収納していたが、保管庫の鍵は全職員が使用できる場所に保管されており、現金出納管理者以外の職員が金庫を使用できる状況にあった。

安全管理の重要性を認識するとともに、今後は適切に現金の管理を行うよう指定管理者に指導を行うこと。

#### 5 弁償金の徴収事務の見直しについて（局長指摘事項）

基本協定書第 22 条第 2 項によれば、図書館資料等弁償金（以下「弁償金」という。）は、市の収入とすると規定されている。

弁償の申出をした図書館利用者が現金での弁償を希望した場合は、指定管理者が当該図書館資料等の価格を調べ、弁償金の額を決定し徴収している。

しかしながら、弁償金は徴収委託することができないため、弁償金の額の決定は市が行わなければならない、現行の方法は不適切である。

所管課は、弁償金の徴収方法の見直しを行うとともに、指定管理者に収納事務を委託する場合は、指定公金事務取扱者の指定の手続きを行うこと。

### 【飯塚市立図書館・筑穂館・庄内館・穂波館・颯田館指定管理者に対する指摘事項】

#### 1 修繕料について（局長指摘事項）

市立図書館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 24 条第 3 項によれば、「指定管理料のうち管理施設の改修又は修繕等に係る経費について、乙（指定管理者、以下同じ。）は、事業年度ごとに精算し、当該経費に残余が生じたときは、甲（飯塚市、以下同じ。）に返還するものとする。」と規定され、飯塚市立図書館施設管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）9(2)②(ア)では、管理施設の改修又は修繕等に係る経費は、総額で 60 万円（消費税及び地方

消費税を含む。)を上限とするとされています。

令和5年度の修繕料の帳票等を確認したところ、令和5年3月27日に履行し、令和4年度に計上されていた修繕料が、令和5年度の修繕料にも計上されていました。

令和5年度の修繕料の総額から当該修繕料を控除すると総額が60万円未満となるため、早急に残余金の返還手続きを行ってください。

今後は、適切な精算事務を行ってください。

## 2 再委託の承諾について（局長指摘事項）

基本協定書第39条第1項によれば、「乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されています。

しかしながら、再委託の承諾依頼について、指定管理者は文書を飯塚市に提出しておらず、その結果、市の承諾がないまま再委託を実施していました。

今後は、協定書を遵守し、適正な事務処理を行ってください。

## 3 備品の管理について（局長指摘事項）

基本協定書第5条第5項によれば、指定管理者は、市の所有に属する物品については、飯塚市物品管理規則（平成24年飯塚市規則第15号）その他関係法令に基づく管理の原則及び分類に準拠した管理を行うとされています。

事業報告書において重要備品として報告された備品を確認したところ、財務会計システムの備品台帳上では廃棄されていますが、現在も使用されているものや廃棄されずに保管されているものがありました。

指定管理者は、財務会計システムの備品台帳に登録がないまま使用されている備品について、所管課と協議の上、適切に備品台帳の整理を行うとともに、今後は、適正な備品管理を行ってください。

## 4 現金の管理について（局長指摘事項）

指定管理者は、飯塚市図書館・現金取扱マニュアルを整備し、金庫の保管方法や現金出納管理者を定めるなど、現金の取扱いについて、安全管理を行うための方策を講じています。

しかしながら、金庫は鍵のかかる保管庫に収納していましたが、保管庫の鍵は全職員が使用できる場所に保管されており、現金出納管理者以外の職員が金庫を

使用できる状況にありました。

安全管理の重要性を認識するとともに、今後は適切に現金の管理を行ってください。